

2022年4月から診療報酬改定に伴い、診察料に変更があります

1.新型コロナウイルスなど新興感染症対策のため「外来感染対策向上加算」が新設されました

(患者様1人につき月1回6点)当院は以下の要件を満たしています。

- ①専任の院内感染管理者(院長)を配置
- ②少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関(山梨厚生病院)
または、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加
また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関(山梨厚生病院)または地域の医師会が主催する
新興感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年1回参加している
- ③新興感染症の発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し
そのことを自治体のホームページで公開している

2.感染対策の実効性を高めるため「連携強化加算」が新設されました

(患者様1人につき月1回3点)

これは外来感染対策向上加算の届出医療機関が、感染対策向上加算1の届出を行っている
他の医療機関に対し、定期的に院内の感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告している場合
及び地域のサーベイランスに参加している場合の評価です。

3.感染防止対策に資する情報を提供する体制を評価するため「サーベイランス強化加算」が新設されました

(患者様1人につき月1回1点)当院は以下の要件を満たしています。

- ①地域において感染防止対策に資する情報を提供する体制が整備
- ②外来感染対策向上加算の届出
- ③地域や全国のサーベイランスに参加している

上記のため、窓口での一部負担金に変更となります。何卒、ご理解の程よろしくお願ひ致します。